# 我が国の石油備蓄の現状

平成１５年７月
石油精製備蓄課

１．我が国の現行石油備蓄制度は、国家備蓄と、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄の二本立てとなっている。

２．平成１５年５月末現在の我が国の石油備蓄は、

国家備蓄　　９０日分　４，８４２万ｋｌ（製品換算）
原油　５，０９７万ｋｌ（１００％）

民間備蓄　　８０日分　４，２９６万ｋｌ（製品換算）
製品　２，２９３万ｋｌ（　５３％）
原油　２，１０８万ｋｌ（　４７％）

合　　計　１６９日分　９，１３８万ｋｌ（製品換算）

（注）　四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。

３．国家備蓄は、昭和53年度から開始し、昭和63年度に原油3,000万ｋｌに達した。さらに、昭和62年11月の総合エネルギー調査会石油審議会石油備蓄小委員会報告を踏まえて備蓄増強を進め、平成10年2月に原油5,000万ｋｌを達成した。

４．民間備蓄は、昭和50年度に石油備蓄法を制定（平成13年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正）し、石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、現在の備蓄義務量は70日分となっている。

（参考）石油備蓄の推移【製品換算】　　単位：万ｋｌ、（　）は日数

| | | 国家備蓄 | | 民間備蓄 | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14年 | ５月 | 4,835 | （９０） | 4,184 | （７８） | 9,019 | （１６８） |
| | ６月 | 4,835 | （９１） | 4,245 | （８０） | 9,081 | （１７０） |
| | ７月 | 4,825 | （９１） | 4,323 | （８１） | 9,147 | （１７２） |
| | ８月 | 4,784 | （９１） | 4,297 | （８１） | 9,081 | （１７２） |
| | ９月 | 4,772 | （９１） | 4,231 | （８１） | 9,004 | （１７１） |
| | 10月 | 4,783 | （９２） | 4,248 | （８２） | 9,030 | （１７３） |
| | 11月 | 4,793 | （９２） | 4,073 | （７９） | 8,866 | （１７１） |
| | 12月 | 4,793 | （９２） | 4,079 | （７８） | 8,872 | （１７１） |
| 15年 | １月 | 4,803 | （９２） | 4,123 | （７９） | 8,926 | （１７１） |
| | ２月 | 4,843 | （９２） | 4,055 | （７７） | 8,899 | （１６９） |
| | ３月 | 4,843 | （９１） | 4,116 | （７８） | 8,960 | （１６９） |
| | ４月 | 4,843 | （９０） | 4,180 | （７８） | 9,023 | （１６８） |
| | ５月 | 4,842 | （９０） | 4,296 | （８０） | 9,138 | （１６９） |